（３）令和２年度保育所等定員変更に係る具体的な判断基準について

（平成 31 年４月 19 日市長決裁）

鹿屋市子ども・子育て支援計画の中間見直しを行った「量の見込み」に対する「確保方策」について、教育の定員は量の見込みに対しすでに超過しており、保育の定員は量の見込みに対し大幅に不足していることから、「確保方策」の計画値に近づけるため、下記の基準で判断を行うこととする。認定こども園への移行については、保護者の選択に基づき柔軟にこどもを受け入れるための体制確保のため、国・県も推進しており、特例措置があるため、市も推進するものとし、定員変更とは別の取扱いとする。

なお、この判断基準は、令和２年度までの教育・保育施設の定員変更等を協議する際に適用するものとするが、やむを得ない事情等により、本基準による判断が困難となる場合は、各施設の地域性や空き待ち児童等の状況等も考慮し判断するものとし、本基準を見直すこともあり得る。

【基準１】　認定こども園への移行について

（１）幼稚園から認定こども園へ移行する場合

① 保育の定員は、20 名を上限として移行できるものとする。

② 教育の定員は、

(ｱ)『〔現行の定員数－20 名〕から現行の定員数まで』の範囲内で移行できるものとする。

(ｲ) 過去２年間の平均入所児童数（以下、平均入所児童数という。）が、現行の定員を 20 名以上下回っている場合は、移行後の定員は、平均入所児童数を下限とし、定員減をすることができるものとする。

（２）保育所から認定こども園へ移行する場合

① 教育の定員は、10 名を上限として移行できるものとする。

② 保育の定員は、

(ｱ) 現状の定員又は 20 名までの定員増をして移行できるものとする。

(ｲ) 平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、移行後の定員は、平均入所児童数を下限とし定員減をすることができるものとし、移行後は原則２年間、定員を超えての入所は行わないこととする。

【基準２】　定員の変更について

（１）認可保育所の定員変更

① 定員増の上限を 20 名とする。

② 平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、変更後の定員は、平均入所児童数を下限とし定員減をすることができるものとし、変更後は原則２年間、定員を超えての入所は行わないこととする。

③ 分園の新設は認めない。

④ 分園の定員は上限を 29 名とする。

（２）認定こども園の定員変更

① 教育の定員増は認めない。

② 教育又は保育のそれぞれの平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、変更後の定員は、平均入所児童数を下限とし定員減をすることができるものとし、変更後は原則２年間、定員を超えての入所は行わないこととする。
③ 保育の定員増の上限を 20 名とする。
④ 分園の新設は認めない。
⑤ 分園の定員は、保育は上限を 29 名とし、教育は現行の定員を上限とする。

（３）幼稚園の定員変更

① 定員増は認めない。
② 平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、変更後の定員は、平均入所児童数を下限とし定員減をすることができるものとする。

（４）地域型保育事業の定員変更

① 平均入所児童数が、現行の定員を下回っている場合は、変更後の定員は、平均入所児童数を下限とし定員減をすることができるものとする。

【基準３】 既設の認可外保育所が認可保育所に移行する場合

（１） 既設の認可外保育所（事業所内保育所含む）が認可保育所に移行する場合

① 量の見込み及び現行定員の範囲内であり、かつ、認可基準を満たす場合
→ 移行を認める → 懇話会に報告

② 認可基準は充たしているが、量の見込みを超える又は認可定員を増員する場合
→ 移行の是非及び定員増について協議 → 懇話会で協議

（対象施設）
○ 認可外施設（事業所内託児所を含む）であり、下記の条件を満たす施設

・平成 26 年 12 月 1 日までに、児童福祉法（第 59 条の２）に規定する認可外保育施設の届出を行い、市内で既に保育業務を運営している施設が、県の認可を受けた場合は、「施設型給付」の対象とする。
・平成 26 年 12 月 1 日までに、児童福祉法（第 59 条の２）に規定する認可外保育施設の届出を行い、市内で既に保育業務を運営している施設が、地域型保育事業の認可を申請し、地方自治法及び市の条例で定める基準に適合している場合は、地域型保育給付の対象とする。

【基準４】 新規の認可申請（全ての施設）の場合

（１） 新規の認可申請（全ての施設）の場合

本計画期間内においては、上記方策「（１）～（３）」を基本に進める。
→ 認可の是非等について協議 → 懇話会で協議

※ 原則令和２年度については、新規は認めない。ただし、どうしても目標達成が困難な場合には、上記以外の方法（新規参入等）について検討を行う。